

令和8年度自治体DXサポート強化業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度自治体DXサポート強化業務（以下「本業務」という。）

2 目的

地方公共団体は、今後、急速な人口減少が見込まれる中、持続可能な行政サービスの提供に向けた取組が求められている。

そこで、各自治体は、デジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」という。）を実施し、デジタル技術やデータの活用により、住民利便性を向上させるとともに、庁内の業務効率化を図り、職員の負担軽減を図らなくてはならない。

しかしながら、小規模自治体を中心とした多くの市町村は、DXの先導役の不足や労働力の減少により、積極的なDXの取組が困難な状況にある。

県においては、これらの課題を解決するため、令和5年度から市町村への支援体制を整備の上、各自治体の実情に沿った支援を実施してきたところである。

現在、管内市町村は、複数自治体による情報システムの共同調達・共同利用や、業務効率化に向けた事務フローの見直し、生成AI等の新技術の活用検討、標準準拠システムの運用に係る対応など、いまだに多くの対応すべき事項を抱えている。

県としても、持続可能な行政サービスの提供に向けて、引き続き市町村への支援を行うべく本事業を実施する。

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

本県庁舎内及び県が指定する場所

5 業務委託概要

- (1) 複数自治体による情報システムの共同調達・共同利用に向けた取組支援業務
- (2) 自治体DX全般に関する市町村への相談対応業務

6 業務委託内容

- (1) 複数自治体による情報システムの共同調達・共同利用に向けた取組支援業務
市町村の情報システム部門の業務効率化や、財政的な負担の軽減、住民利便性向上に向けて、全県的に情報システムの共同調達・共同利用を進める必要がある。

まずは、市町村の需要の把握から進め、共同調達・共同利用の実施に向けた検討体制を構築の上、関係市町村による実証を含めた導入支援を行う。

ア 対象市町村等

県内全26市町村及び県

イ 業務詳細

(ア) 市町村への調査・ヒアリング

共同調達・共同利用の実施に向けて、書面・ヒアリング等により、管内市町村のニーズを調査する。調査項目は、県と相談の上決定する。

(イ) 共同調達・共同利用を行うツール・システムの選定及びスケジュールの設定・調査・ヒアリングの結果をもとに、共同調達・共同利用を目指すツール・システムを複数選定し、それぞれ導入に向けたスケジュールを策定する。

(ロ) 選定したツール・システムの導入に向けた検討体制の構築及び検討の実施 共同調達・共同利用に向けて、関係自治体を交えた検討体制の構築を要するものについては、ワーキンググループを設け、関係者を集めた定期的な会議を運営する。

なお、検討に当たり、各市町村の業務フローの洗い出しや、現行システムの仕様確認が必要な場合は、適宜対象市町村への人的支援を行う。

(ハ) 選定したツール・システムの実証支援

共同調達・共同利用に向けて、複数自治体間でツール・システムの実証を行い、課題の洗い出しや必要な仕様の整理等を行う。

なお、ツール・システムの実証に際しては、現地に支援員を派遣し、必要な支援を行うこと。

(ニ) 本格的な共同調達・共同利用の実施に向けた方針の策定

ワーキンググループや実証を通じて得られた結果を整理し、本格的な共同調達・共同利用の実施に向けて必要な取組、ツール・システムの適切な仕様、共同調達・共同利用時の注意点等をまとめ、成果物として資料を提出する。

ウ 留意事項

(ア) ツール・システムの共同調達・共同利用に参画する市町村は、共同調達・共同利用によるメリットを享受できる自治体とするため、全市町村の参画を求めるものではない。

(イ) 共同調達・共同利用を行うツール・システムは、その仕様や各市町村の状況によって、導入難易度が異なることが想定されるため、導入を検討するツ

ル・システムを複数選定の上、導入の難易度別に検討・実証スケジュールを設定し、実証段階への移行が可能となったものから順次、実証を行うものとする。

なお、検討するツール・システムの候補は、下表のとおり。

分類	詳細
業務効率化ツール	生成A I、A Iチャットボット、ノーコード・ローコードツール、議事録作成、ファイル共有、チャット
窓口D X関係	電子入札、入札参加資格、電子契約、電子申請、書かない窓口、行政手続ガイド
基幹系システム	財務会計、グループウェア、人事給与、文書管理、電子決裁
住民サービス向上に係るもの	地域通貨、施設予約、防災、被災者支援、消防表敬管理、オープンデータ、データ連携基盤、G I S
その他	業務P C、テレワーク、校務支援、投開票、土木電算

(ウ) 共同調達・共同利用を行うツール・システムは、必ずしも実証を要するものではなく、即時導入可能なものは、導入に向けた取組を支援すること。

(エ) 本県は、総務省が実施する地域社会D Xパッケージ事業（推進体制構築支援）の活用により、特に検討難易度の高いツール・システムに関して、当該事業の関連事業者（以下、「国事業者」という。）の協力を仰ぐ予定としている。

よって、国事業者との調整・連携が求められる場合があるため、対応すること。業務内容のすみ分けは、県及び国事業者と相談の上、決定するものとする。

(2) 自治体D X全般に関する市町村への相談対応業務

管内市町村は、業務効率化に向けたデジタルツールの導入や、生成A I等の新技術の検討、標準準拠システムの運用に係る対応など、それぞれ独自の課題を抱えている。

そこで、D Xに関する専門人材に常時相談できる体制を構築し、市町村への技術的な助言や、先行事例の提供、見積徴収時の確認補助等を行う。

ア 対象市町村

県内全26市町村

イ 業務詳細

(ア) D X相談体制の整備

市町村からのD Xに関する相談に対応できる体制を整備する。

(イ) 全般的なD X支援の実施

市町村からの求めに応じて、I T調達のサポート、自治体職員を対象にした研修の実施など、全般的なD X支援を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 相談に応じる専門人材は、県と協議の上、複数名選定し、市町村が相談内容に応じて人材を指定できるよう、対応可能分野や得意領域等を示した一覧表を提示すること。

(イ) 相談があった際は、具体的な支援を行った日時、対応内容等について、管理表を作成の上で記録し、本県と情報の共有を行うこと。

(ウ) 各市町村における優良な取組や支援内容については、管内市町村に横展開できるように、事例資料を作成すること。

(エ) 複数の市町村が同一の課題を抱えている場合、複数自治体を対象とした広域的な支援を行い、また、自治体同士の調整役を担うこと。

(オ) 相談対応は、オンラインによる対応でも可とするが、必要に応じて現地へ支援員を派遣し、組織内部に入り込んだ支援が行えることが望ましい。

7 作業全般における要件

(1) 本業務開始前に業務実施計画書、業務実施体制図を提出すること。

(2) 受託者が作業するための環境（作業場所、機器等）は、原則として提供しながら、本県との会議を行うための会議室は、県が用意する。

(3) 少なくとも1名は本業務専任の人員とし、本県に常駐するなど、県や市町村からの要望等に迅速に対応できるようにすること。なお、本県に常駐することは必須要件ではない。

(4) 月次で報告会を開催すること。報告内容は前月の業務実績などポイントを押さえたものとし、報告の3開庁日前までに資料を県に提出すること。会議録は受託者が作成し、会議後3開庁日以内に本県に提出すること。

(5) その他、業務の実施に必要な事項については、本県と受託者で協議の上、定める。

8 成果品

(1) 提出書類等（受託事業者・本県による協議・提案に基づき変更されることがある。）

No.	名称	提出時期
1	業務実施計画書	契約締結後、速やかに ※実施工程表等を明記すること。
2	業務実施体制図	契約締結後、速やかに ※担当者の実務経歴等を含めること。

3	専門人材及び専門人材の対応可能分野や得意領域等を示した一覧表	契約締結後、速やかに ※専門人材のこれまでの実績等を含めること。
4	情報漏洩等への対策に関する文書	契約締結後、速やかに ※情報漏洩等のセキュリティ事故を防止するための作業ルール、チェック体制などを記載すること。
5	議事録	打合せ終了後、3開庁日以内 ※決定事項や課題事項等を中心にまとめること。
6	月次作業報告書	前月分を翌月10日まで
7	研修実施内容報告書	研修実施内容及び日程決定後、速やかに
8	研修実施結果報告書	研修完了後、速やかに
9	業務完了報告書	業務完了後

(2) 業務完了後の成果品

- ① 上記提出書類一式 1部
- ② 上記の電子データ 1部

(3) 納品先

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県総合政策部デジタル推進課

9 その他留意事項

(1) 疑義等の決定

本業務の実施に当たり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上、業務を実施する。

(2) 費用について

受託者及び業務に必要となる専門人材の person 費、旅費、通信費及び印刷製本費その他一切の費用は、本業務の委託金額に含まれるものとする。